

帯広市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 10 日

帯広市長 上 野 庸 介

帯広市条例第27号

帯広市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

帯広市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第21条第 2 項」を「第18条の 3 第 1 項」に、「地縁団体登録台帳」を「認可地縁団体台帳」に改める。

第 8 条中「地縁団体登録台帳」を「認可地縁団体台帳」に改める。

第13条中「第19条第 1 項第 1 号ト」を「第18条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。